

第 5 回

熊本県議会

建設常任委員会会議記録

平成26年10月 1 日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第5回 熊本県議会 建設常任委員会会議記録

平成26年10月1日（水曜日）

午前10時1分開議

午前11時37分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成26年度熊本県一般会計補正予算（第4号）

議案第20号 財産の処分について

議案第24号 平成26年度道路事業の経費に対する市町村負担金について

議案第25号 平成26年度流域下水道事業の経費に対する市町村負担金について

議案第26号 平成26年度海岸事業の経費に対する市町負担金について

議案第27号 平成26年度地すべり対策事業の経費に対する市町負担金について

議案第28号 平成26年度都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業の経費に対する市町村負担金（地方財政法関係）について

議案第29号 工事請負契約の締結について

議案第30号 工事請負契約の締結について

議案第31号 専決処分の報告及び承認について

議案第32号 専決処分の報告及び承認について

議案第33号 専決処分の報告及び承認について

議案第34号 専決処分の報告及び承認について

議案第35号 専決処分の報告及び承認について

議案第36号 専決処分の報告及び承認について

議案第37号 専決処分の報告及び承認について

議案第38号 専決処分の報告及び承認について

報告第4号 専決処分の報告について

報告第5号 専決処分の報告について

報告第35号 熊本県道路公社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第36号 一般財団法人白川水源地域対策基金の経営状況を説明する書類の提出について

報告第37号 熊本県住宅供給公社の経営状況を説明する書類の提出について

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

①瀬目トンネル検討委員会・地盤検討委員会の開催結果について

②川辺川ダムに関する最近の状況について

③公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律について

出席委員（7人）

| | | | |
|------|---|---|---|
| 委員長 | 東 | 充 | 美 |
| 副委員長 | 緒 | 方 | 勇 |
| 委員 | 山 | 本 | 秀 |
| 委員 | 大 | 西 | 一 |
| 委員 | 吉 | 永 | 和 |
| 委員 | 森 | 浩 | 二 |
| 委員 | 磯 | 田 | 毅 |

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

土木部

部長 猿渡 慶一
総括審議員兼

河川港湾局長 渡 邊 茂
 政策審議監 金 子 徳 政
 道路都市局長 手 島 健 司
 建築住宅局長 平 井 章
 監理課長 成 富 守
 用地対策課長 久 保 隆 生
 土木技術管理課長 古 澤 章 吾
 道路整備課長 宮 部 静 夫
 道路保全課長 高 永 文 法
 都市計画課長 松 永 信 弘
 下水環境課長 宮 本 秀 一
 河川課長 持 田 浩
 政策監兼
 河川開発室長 村 上 義 幸
 港湾課長 平 山 高 志
 砂防課長 緒 方 進 一
 建築課長 田 邊 肇
 営繕課長 深 水 俊 博
 住宅課長 清 水 照 親

事務局職員出席者

議事課課長補佐 井 隆 彦
 政務調査課主幹 松 野 勇

午前10時1分開議

○東充美委員長 それでは、ただいまから第5回建設常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に2名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等を議題とし、これについて審査を行います。まず議案等について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は効率よく進めるため、着座のまま簡潔にお願いいたします。

それでは猿渡土木部長に、総括説明をお願いいたします。

○猿渡土木部長 おはようございます。

今回の定例県議会に提出しております議案の説明に先立ち、最近における土木行政の動向について御説明申し上げます。

本年6月4日に、現在及び将来にわたる建設工事の適正な施行及び品質の確保と、その担い手の確保を目的として、いわゆる品確法、入契法、建設業法の一部改正が公布されました。現在、国において、本年中をめどに、各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう運用指針の策定が進められています。県としましては、法改正の趣旨が達成されるよう、今後策定される指針を踏まえ、適切な入札契約制度の運用に努めてまいります。

去る8月20日、広島県において大規模な土砂災害が発生しました。このため、直ちに県内市町村長に対しまして、災害情報の収集・伝達や避難勧告等の発令及び住民に早期避難を促す予防的避難の実施など警戒体制の強化を要請しました。

また、広域本部長と地域振興局長に対しましては、市町村への土砂災害警戒情報等の的確な情報伝達を指示しました。

さらに、9月10日には、市町村職員を対象とした土砂災害担当者会議を開催し、改めて警戒避難体制の強化を要請したところです。

引き続き、土砂災害対策として、砂防設備等のハード整備はもとより、ソフト対策として土砂災害警戒区域等の早期指定に向けて取り組んでまいります。

それでは、今定例県議会に提案しております土木部関係の議案について御説明いたします。

今回提案しております議案は、補正予算関係議案1件、条例等関係議案16件、報告関係5件でございます。

初めに、補正予算の概要について御説明いたします。

今回の9月補正予算は、砂防激甚対策特別緊急事業に係る国庫補助事業の内示増のほ

か、本年6月下旬から7月下旬にかけて断続的に発生した豪雨や台風に伴う河川など公共土木施設の災害復旧関係事務に要する経費で、合計で4億5,450万8,000円の増額補正をお願いしております。

次に、条例等関係議案につきましては、財産の処分について1件、公共事業に係る市町村負担金について5件、工事請負契約の締結について2件、道路管理瑕疵関係の専決処分の報告及び承認について8件、計16件の御審議をお願いしております。

報告案件につきましては、職員の交通事故に係る専決処分の報告について2件、熊本県道路公社を初めとした関係団体の経営状況を説明する書類の提出について3件、計5件を御報告させていただきます。

その他報告事項につきましては、瀬目トンネル検討委員会・地盤検討委員会の開催結果についてほか2件について御報告させていただきます。

以上、議案の概要等を総括的に御説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

今後とも、各事業の推進に積極的に取り組んでまいりますので、委員各位の御支援と御協力をよろしくお願いをいたします。

○東充美委員長 次に、付託議案等について関係課長から順次説明をお願いいたします。

○成富監理課長 監理課でございます。

本日は、説明資料としまして建設常任委員会説明資料を1冊、経営状況を説明する書類3冊を準備しております。また、その他報告事項としまして、3件の報告資料を準備しております。

それでは、お手元の建設常任委員会説明資料をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

平成26年度9月補正予算資料です。今回の補正予算は、本年6月21日から7月10日までに断続的に発生した梅雨前線豪雨や台風に伴う県管理の河川、砂防、道路の公共土木施設の災害復旧など災害関係事業に要する経費のほか、国庫補助事業の内示増に伴う補正で、合計4億5,450万8,000円の増額補正をお願いしております。

上の表2段目の今回補正額ですが、一般会計の普通建設事業については、補助事業で600万円、県単事業で3,620万円の増額を計上しております。

災害復旧事業としましては、補助事業で3億7,944万3,000円、県単事業で3,286万5,000円の増額を計上しております。

一般会計としましては、4億5,450万8,000円の増額となっており、9月補正後の一般会計の合計予算額は、3段目にあります887億9,236万2,000円になります。

また、上の表、右側の特別会計については、補正予算の計上はありません。

その右側、合計欄の3段目ですが、一般会計、特別会計を合わせた今回補正後の予算額は、951億1,101万2,000円になります。

また、各課別の内訳表につきましては、下の表のとおりとなっております。

次に、2ページをお願いします。

平成26年度9月補正予算総括表でございます。

一般会計、特別会計ごとに各課ごとの補正額とともに、右側に補正額の財源内訳を記載しております。

表の最下段の、土木部合計の欄をごらんください。

財源内訳としまして、国庫支出金が2億4,589万7,000円の増額、地方債が1億6,680万円の増額、その他が740万円の増額、一般財源が3,441万1,000円の増額となっております。

以上が、土木部全体の予算額の状況でございます。

います。

○持田河川課長 河川課でございます。

委員会説明資料の3ページをお願いいたします。

まず、最上段の河川等補助災害復旧費ですが、補正額の欄に3億7,944万3,000円の増額を計上しております。これは、ことし6月から7月にかけての梅雨前線豪雨及び台風8号の集中豪雨により被災した合志川ほか73カ所の災害復旧に要する経費でございます。

次に、3段目の河川等単県災害復旧費ですが、同じく補正額の欄に3,286万5,000円の増額を計上しております。これは、災害復旧箇所の調査・測量設計のための委託費でございます。

以上、河川課の補正総額は、最下段にありますとおり4億1,230万8,000円の増額で、補正後の額は235億9,468万3,000円となります。

以上、よろしくをお願いいたします。

○緒方砂防課長 砂防課でございます。

説明資料の4ページをごらんください。

上から1段目、砂防費の補正額といたしまして、4,220万円を計上しております。

内訳としましては、2段目の単県地すべり対策費、これは御船町の間所地区で本年7月の梅雨前線豪雨により地すべりが再活動したため、対策工に係る調査・設計を行う費用でございます。

次に、3段目の単県急傾斜地崩壊対策費は、玉名市大園地区で本年7月の梅雨前線豪雨により崖崩れが発生したため、対策工に要する費用でございます。

次に、4段目の砂防激甚災害対策特別緊急事業費は、平成24年に阿蘇地域で発生した土砂災害から復旧・復興の費用で、国の内示増によるものでございます。

以上、補正後の予算は、最下段の補正前の

額87億9,053万4,000円に補正額4,220万円を加え、88億3,273万4,000円になります。

砂防課は、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○平山港湾課長 港湾課でございます。

説明資料の5ページをお願いいたします。

議案第20号財産処分について御説明いたします。

本議案は、八代港内港地区の港湾用地を八代市環境センター用地として処分する議案でございます。

概要について、6ページで御説明いたします。

売却予定の財産は、八代港内港地区の八代市港町286番ほか6筆の県有地である港湾用地2万5,546.81平方メートルでございます。

当該地は、公有水面埋立免許を受け、八代港内港地区に埠頭用地として埋め立て、野積み場として利用している土地でございます。

売却の理由は、八代市環境センターの老朽化に伴い、八代市が新たに整備する八代市環境センターの用地として八代市に対し有償譲渡するもので、売却予定価格は2億600万でございます。

本年7月7日に県に対し、県有地に係る売却申請処分の提出がなされました。その申請を受け、県において8月4日に熊本県財産審議会に諮問し答申をもらいまして、本9月議会に財産処分の議案を上程したところでございます。

港湾課は、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○成富監理課長 7ページをお願いいたします。

熊本県が施工する公共事業の経費に対する市町村負担金について、御説明させていただきます。

市町村負担金につきましては、第24号議案

から第28号議案までの5つの議案を御提案申し上げておりますが、複数の課の事業で構成されますので、監理課から一括して説明させていただきます。

今回の御提案に当たり、市町村に対しまして事業経過の明細を十分に説明し、市町村負担金に係る同意を得た上で提案しております。

それでは、まず第24号議案平成26年度道路事業の経費に対する市町村負担金についてでございます。左の欄が事業名、右の欄が負担すべき金額でございますが、単県道路改築事業改良等の3つの事業について、道路法の規定に基づき当該事業に要する経費のうち市町村が負担すべき金額を定めるものでございます。負担割合につきましては、昨年度と変更はございません。

次に、8ページをお願いします。

第25号議案平成26年度流域下水道事業の経費に対する市町村負担金についてでございますが、熊本北部流域下水道事業建設事業等6つの事業について下水道法の規定に基づき当該事業に要する経費のうち市町村が負担すべき金額を定めるものでございます。

昨年度との変更点は、4、熊本北部流域下水道維持管理事業については3年ごとの見直しで、電気代、労務単価の上昇により、流入水量1立米当たり2円引き上げ、48円としております。

また、5、球磨川上流流域下水道維持管理事業については、平成26年度から平成28年度までの3年間を計画期間とする第2期経営計画の策定に伴い、これまでの流入水量1立米当たり97円に加えて、平成26年度に各市町村が賄う資本費、合計6,683万7,921円の追加を行っております。

次に、9ページをお願いします。

第26号議案平成26年度海岸事業の経費に対する市町村負担金についてでございますが、海岸高潮対策事業等4つの事業について、海岸

法の規定に基づき当該事業に要する経費のうち市町村が負担すべき金額を定めるものでございます。

負担割合につきましては、昨年度と変更はございません。

次に、10ページをお願いします。

第27号議案平成26年度地すべり対策事業の経費に対する市町村負担金についてでございますが、単県地すべり対策事業について、地すべり等防止法の規定に基づき、当該事業に要する経費のうち市町村が負担すべき金額を定めるものでございます。

負担割合につきましては、昨年度と変更はございません。

次に、11ページをお願いします。

第28号議案平成26年度都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業の経費に対する市町村負担金（地方財政法関係）についてでございますが、1の単県街路促進事業から、12ページにかけまして17事業について地方財政法の規定に基づき、当該事業に要する経費のうち市町村が負担すべき金額を定めるものでございます。

昨年度との変更点は、今年度負担金の該当のある15、急傾斜地崩壊対策事業、1事業を追加しております。

13ページをお願いいたします。

第29号議案工事請負契約の締結についてでございます。

工事名は、翔陽高校実習棟改築その他工事。工事内容は、鉄筋コンクリート造り3階建て。延べ面積4,872平方メートル。工事場所は、菊池郡大津町室1782番地地内。工期は、契約締結の日の翌日から平成27年8月31日まで。契約金額は、8億9,100万円、消費税込みです。契約の相手方は、三和・宇都宮建設工事共同企業体。契約方法は、一般競争入札でございます。

次に、14ページをお願いいたします。

第29号議案の入札契約及び入札結果について

てでございます。

1の競争入札に参加する者に必要な資格として、建設工事の種類は建築一式工事。共同企業体の構成員数は2者。格付等級は、代表構成員及び構成員2ともに建築一式工事のA1等級であること。営業所の所在地に関しては、代表構成員、構成員2ともに熊本県内に主たる営業所を有すること。施工実績に関しましては、代表構成員は請負金額の7.2億円以上の施工実績を有すること、構成員2については設定なしです。配置予定技術者の施工経験に関しましては、同様の設定をしております。

2の評価に関する基準ですが、本工事は入札時に施工計画書等の提出を求め、技術評価で入札価格を総合的に評価して落札者を決定する施工体制確認型総合評価方式で実施しております。

施工計画としては、RC造3階建て校舎の改築工事を生徒及び職員がいる中で行わなければならないことから、次のような課題を設定し、提出された施工計画書等の評価に基づく技術評価点を入札価格で除して算定した評価値が最高の業者を落札者としております。

15ページをお願いいたします。

設定した課題は品質管理に関する技術提案及び施工上の課題として、おのおの内容は記載のとおりでございます。

3の開札及び総合評価の結果でございますが、入札には2社の建設工事共同企業体が参加し、平成26年6月18日に開札を行い、評価値を算出しております。その結果、技術評価点が121.70で8億4,070万、税抜きの予定価格に対しまして、8億2,500万、税抜きで入札した三和・宇都宮建設工事共同企業体が評価値14.7515となり、落札を決定しております。

17ページをお願いいたします。

第30号議案工事請負契約の締結についてでございます。工事名は、高森高校教室棟改築

その他工事。工事内容は、木造、鉄筋コンクリート造り、鉄骨造り、平屋一部2階建て、延べ面積1,997平方メートル。工事場所は、阿蘇郡高森町高森1557番地地内。工期は、契約締結の日の翌日から平成27年11月30日まで。契約金額は、5億598万円、消費税込みです。契約の相手方は橋本・アスク建設工事共同企業体。契約の方法は、一般競争入札でございます。

次に18ページをお願いいたします。

第30号議案の入札経緯及び入札結果についてでございます。

1の競争入札に参加する者に必要な資格として、建設工事の種類は建築一式工事。共同企業体の構成員数は2者。格付等級、代表構成員及び構成員2ともに建築一式工事のA1等級であること。営業所の所在地に関しては、代表構成員、構成員2ともに熊本県内に主たる営業所を有すること。施工実績に関しましては、代表構成員は請負金額の4.2億円以上の施工実績を有すること。構成員2については、設定なしです。配置予定技術者の施工経験に関しましては、同様な設定をしております。

2の評価に関する基準ですが、本工事は入札時に施工計画書等の提出を求め、技術評価と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する「施工体制確認型総合評価方式」で実施しております。

施工計画としては、木造、鉄筋コンクリート構造、鉄骨造、平屋一部2階建て校舎の改築工事を、生徒及び職員がいる中で行わなければならないことから、次のような課題を設定し、提出された施工計画書等の評価に基づく技術評価点を入札価格で除して算定した評価値が最高の業者を落札者としております。

19ページをお願いします。

設定した課題は、品質管理に関する技術的提案及び施工上の課題として、おのおの内容は記載のとおりでございます。

3の開札及び総合評価結果でございますが、入札には3社の建設工事共同企業体が参加し、平成26年6月25日に開札を行い、評価値を算出しております。

その結果、技術評価点が109.60で4億9,570万円(税抜き)の予定価格対しまして、4億6,850万円(税抜き)で入札した橋本・アスク建設工事共同企業体が評価値23.3938となり、落札を決定しております。

工事請負契約関係につきましては、以上でございます。

○高永道路保全課長 道路保全課でございます。

道路の管理瑕疵に関する専決処分の報告及び承認については、説明資料21ページの第31号議案から36ページの第38号議案までの8件でございます。

まず、資料の21ページの第31号議案でございますが、詳細は右ページの概要にて説明いたします。

本件は、平成25年7月23日午前7時20分ごろ、下益城郡美里町砥用の一般国道218号で、和解の相手方が普通乗用自動車で行進中、砥用トンネルの坑口の上部にあった折れた木の枝が落ちて直撃し、ルーフパネルを破損したものであります。

賠償の考え方につきましては、本件は直撃事案であり、運転者が事前にこれを予見し回避することは困難であることを考慮して、修理額の全額である10万7,687円を賠償しております。

次に、資料の23ページの第32号議案でございますが、右ページの概要をお願いします。

本件は、平成26年4月5日午前7時20分ごろ、阿蘇郡高森町大字永野原の一般国道325号で、和解の相手方が軽四輪乗用自動車で行進中、舗装の亀裂によって生じた浮き上がりによる段差に乗り上げ、左前輪がパンクなどをしたものであります。

賠償の考え方につきましては、運転者が道路状況に応じた適切な運転をしていれば衝突を回避できた可能性があることを考慮して、修理費の3割に当たる3,655円を賠償しております。

次に、資料の25ページの第33号議案でございますが、右ページの概要をお願いします。

本件は、平成26年4月6日午後3時ごろ、球磨郡山江村山田の一般県道相良人吉線で、和解の相手方が所有する普通乗用自動車が行進中、前方に倒竹及び停車車両を発見したため停車したところ、別の倒竹が直撃し、フロントガラスなどを破損したものであります。

賠償の考え方につきましては、本件は直撃事案であり、運転者が事前にこれを予見し回避することは困難であることを考慮して、修理額の全額である61万6,000円を賠償しております。

次に、資料の27ページの第34号議案でございますが、右ページの概要をお願いします。

本件は、平成26年4月10日午前5時30分ごろ、芦北郡芦北町米田の一般県道天月湯浦線で、和解の相手方が普通乗用自動車で行進中、進行方向左側ののり面から落ちていた石に衝突し、左前輪をパンクなどしたものであります。

賠償の考え方につきましては、運転者が道路状況に応じた適切な運転をしていれば衝突を回避できた可能性があることを考慮して、自動車の修理費の3割に当たる3万368円を賠償しております。

次に、資料29ページの第35号議案でございますが、右ページの概要をお願いします。

本件は、平成26年5月13日午後3時ごろ、球磨郡球磨村神瀬の一般国道219号で、和解の相手方が所有する普通貨物自動車が行進中、進行方向左側ののり面からの落石が直撃し、フロントガラスを破損したものであります。

賠償の考え方につきましては、本件は直撃

事案であり、運転者が事前に本件を予見し回避することは困難であることを考慮して、修理費の全額である9万7,502円を賠償しております。

次に、資料の31ページの第36号議案でございますが、右ページの概要をお願いします。

本件は、平成26年5月14日午後8時ごろ、合志市野々島の主要地方道大津植木線で、和解の相手方が普通乗用自動車で行進中、路上にできていた穴ぼこに左前後輪を落下させ、タイヤホイール等を破損したものであります。

賠償の考え方につきましては、運転者が道路状況に応じた適切な運転をしていれば、衝突を回避できた可能性があることを考慮して、自動車の修理費の7割に当たる26万3,130円を賠償しております。

次に、資料の33ページの第37号議案でございますが、右ページの概要をお願いします。

本件は、平成26年6月4日午前1時10分ごろ、上天草市龍ヶ岳町大道の一般国道266号で、和解の相手方が所有する軽四輪乗用自動車が進行中、進行方向左側の雑木林から樹木が倒れてくるのを発見し、急ブレーキをかけるなど回避措置を講じたものの間に合わず樹木に衝突し、フロントガラスなどを破損したものであります。

賠償の考え方につきましては、本件は運転者が衝突直前に樹木が倒れてくるのを発見しており、走行中の自動車への直撃事案ではないものの、前方上空から路上に倒れてきた樹木との衝突事故であり、運転者がハンドル操作や急ブレーキによる回避を行うことは困難であることを考慮して、修理費の全額である56万8,000円を賠償しております。

最後に、資料の35ページの第38号議案でございますが、右ページの概要をお願いします。

本件は、平成26年6月4日午前7時50分ごろ、八代市坂本町古屋敷の一般県道坂本人吉

線で、和解の相手方が普通乗用自動車で行進中、進行方向左側ののり面からの落石が直撃し、助手席ドアなどを破損したものであります。

賠償の考え方につきましては、本件は直撃事案であり運転者に事前に本件を予見し回避することは困難であることを考慮して、修理費の全額である8万3,977円を賠償しております。

道路保全課関係の提出議案は、以上でございます。よろしくをお願いします。

○成富監理課長 監理課でございます。

37ページをお願いします。

報告第4号専決処分の報告についてでございます。

職員に係る交通事故の和解、損害賠償額の決定について。地方自治法第180条第1項の規定により行いました専決処分の報告でございます。

詳細につきましては、38ページの概要により説明させていただきます。

この事故は、平成26年3月29日午後0時55分ごろに、宇城市三角町で発生したもので、相手方との示談交渉の結果、県の過失100%で合意し、損害賠償額は8万2,600円でございます。

事故の状況といたしましては、県央広域本部技術管理課職員の公用車にて走行している途中、対向車である相手方車両が中央線付近を走行していることに気づきブレーキをかけたが、スリップして中央線を越え、相手方車両と衝突したものでございます。

次に、39ページをお願いします。

報告第5号専決処分の報告についてでございます。

詳細につきましては、40ページの概要により説明させていただきます。

この事故は、平成26年5月20日午後0時20分ごろに、阿蘇市黒川地内で発生したもの

で、相手方との示談交渉の結果、県の過失100%で合意し、損害賠償額は35万2,880円でございます。

事故の状況といたしましては、阿蘇地域振興局維持管理調整課職員が公用車にて走行中、前方を走る相手方車両が急停車したため、職員がブレーキをかけましたがスリップして、相手方車両に衝突したものでございます。

以上、職員の交通事故に係る専決処分の報告について御説明いたしました。損害賠償額は県が加入している損害賠償保険で対応したものでございます。

職員の交通事故防止、交通違反防止につきましては、さらに徹底を図るよう取り組んでまいりたいと考えております。

監理課の説明は、以上です。よろしくお願ひいたします。

○宮部道路整備課長 道路整備課でございます。

資料41ページ、報告第35号の熊本県道路公社の経営状況を説明する書類の提出についてでございますが、お手許に配付してございます冊子により説明させていただきます。

まず、1ページをお願いいたします。

平成25事業年度事業報告書でございますが、道路公社の設立目的、事業の概要及び実施状況を記載してあります。

下のほうに事業実施状況を記載しておりますが、①松島道路につきましては、料金徴収業務及び道路維持管理業務を行いました。また、利用促進を図るため、料金表や路線図等の情報公開をしたり、リーフレット等を配布いたしました。

また、②松島有明道路につきましては、熊本県から維持管理業務を受託し業務を行いました。

次に、2ページをお願いいたします。

松島有料道路の通行台数及び通行料金収入

の状況を記載してあります。

上の通行台数状況表から下側でございますが、平成25年度の通行台数合計は、約192万台、1日当たり約5,250台でございました。計画を約40%上回る御利用がございました。

下に料金収入状況を示しておりますが、通行料金収入の合計は約3億5,000万円、日平均収入約97万円で、計画収入金額を約16%上回ることができました。

次に、3ページの貸借対照表でございます。これは、26年3月31日現在における財務状況を示しております。

左側の資産の部は、流動資産及び固定資産を合わせた約43億3,640万円余となっております。

右側は、負債及び資本の部でございます。

内訳としましては、中ほどに道路建設のために借り入れた借入金の残高や償還準備金等の(負債合計)のところでございますが、約28億2,300万円余、また下段の(資本合計)額のところでございますが、県からの支出金等約15億1,340万円余を計上しております。

なお、松島有料道路が開通した平成14年度以降は、発生した利益を全て償還準備金に繰り入れているため、当期利益の欄のところでございますが、ゼロ円で計上しております。

次に、4ページの25事業年度の損益計算書でございます。

まず、右側の収益の部を御説明いたします。

平成25年度の松島有料道路の料金収入及び松島有明道路の受託業務収入等で、合計額は約3億7,400万円余となっております。

続きまして、左側の費用の部ですが、内訳としまして一般管理費や道路の維持管理を行うための業務管理費、さらには引当損として、災害など将来予期し得ない不測の事態に対応するための道路事業損失補填引当損や建設資金を償還するための償還準備金繰入額等を計上しております。

なお、一般的な利益に相当する25年度の償還準備金繰入額は約1億8,000万円余でございました。

次に、5ページの財産目録でございます。これは、26年3月末時点での道路公社の財産の状況でございます。

資産を5ページに、そして負債を次のページの6ページに記載しております。

内容は、先ほど3ページで御説明いたしました貸借対照表と同様でございますので、説明につきましては割愛させていただきます。

続きまして、7ページの平成26事業年度事業計画書でございます。

1の松島有料道路事業ですが、今年度も料金徴収業務や道路維持管理業務を行います。また、さらなる利用促進を図るため、リーフレット配布や関係団体へのPRに力を注いでまいります。

2の松島有明道路維持管理業務につきましては、昨年に引き続き維持管理業務を県から受託しております。

次に、8ページの平成26事業年度収支予算書でございます。

収入としましては、短期借入金1億7,500万円余、また通行料金収入として3億4,400万円余など、合計としまして5億3,900万円余を計上しております。

支出の内訳としましては、一般管理費5,800万円余、道路管理費1億2,000万円余、建設費用等の元金償還金として2億9,400万円余等を予算計上しております。

最後に、9ページ以降に決算付属諸表を添付しております。

資料の説明は以上でございますが、本有料道路を利用していただいております車の台数は、松島有明道路供用開始の平成19年度以降、毎年計画台数を上回っております。また料金収入もふえておりまして、道路公社の経営は安定している状況でございます。

以上、熊本県道路公社の経営状況の説明を

終わらせていただきます。

○持田河川課長 42ページの報告第36号でございますが、お手元に一般財団法人白川水源地域対策基金の経営状況を説明する書類を置いておりますので、こちらに沿って説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。

1の事業ですが、本法人は、立野ダム建設に伴い必要となる水没地域の住民の生活再建及び水没関係地域の振興に必要な措置に対する資金の交付及び調査などを行うことを目的として設立をされた法人でございます。法人の設立は、平成5年3月で、同年から南阿蘇村、法人設立時は旧長陽村でしたが、この地域整備計画に基づく事業に対し助成を行っております。

その下、1の一般財団法人への移行についてですが、本法人は民法の規定により設立された財団法人でありましたが、公益法人制度改革関連の3法に基づき、平成26年4月1日付で一般財団法人へ移行いたしました。なお、法人の業務内容、役員等は、旧法人と変更はございません。

次の、2の水没関係地域の振興及び環境整備に必要な措置に対する資金の交付についてですが、本法人の助成対象とする事業につきましては、平成21年度末をもってダム建設の工程とかかわりなく進めることができる事業は全て完了しております。残る事業につきましては、ダムの完成後にその跡地などを利用するなどして実施することとなっているため、平成22年度以降助成事業は休止しております。したがって、平成25年度の実施事業はございません。

次に、3ページをお願いいたします。

平成25年度決算の収支計算書でございます。

決算額の欄をごらんください。平成25年度の収入は、基本財産運用益などの受け取り利

息で、当期収入合計Aの欄の5万157円でございます。

支出は、助成事業の支出がございませんでしたので、全て事務費の支出でございます。

当期支出合計は、当期支出合計Bの欄の25万3,433円でございます。

最下段の当期収支差額は、20万3,276円のマイナスとなっております。

続きまして、6ページをお願いいたします。

6ページは、平成26年3月31日現在の貸借対照表でございます。当年度の上段1の流動資産が400万3,009円、2の固定資産のうち基本財産が300万となっております。基本財産額につきましては、もともと3,000万でしたが、今後の残事業への助成に充てるため、一般財団法人への移行に向けて、2,700万円を取り崩しが可能な特定資産へ振りかえております。

基本財産と特定資産を合計した固定資産合計が3,000万円、資産合計が3,400万3,009円でございます。

続きまして、ずっと飛びますが11ページをお願いいたします。

平成26年度の事業計画書でございます。

まず、1の関係地方公共団体等が講ずる水没関係地域の振興及び環境整備に必要な措置に対する資金の交付でございますが、平成26年度も引き続き事業の予定はございません。

また、2のダム建設に伴い必要となる情報交換及び連絡につきましては、国、関係市町、南阿蘇村などの情報交換など及び理事会、評議会の開催を予定しております。

続きまして、12ページをお願いいたします。

平成26年度の収支予算書でございます。

先ほど御説明しましたとおり、平成26年度の事業の予定はございませんので、法人の管理に係る収支のみを計上しております。

以上で、一般財団法人白川水源地域対策基

金の経営状況の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○清水住宅課長 住宅課でございます。

43ページの報告第37号熊本県住宅供給公社の経営状況につきまして、別冊の資料に沿って説明いたします。

別冊資料の1ページ目をお願いいたします。

平成25年度事業の実施状況でございます。

(1)の分譲事業ですが、光の森、宇土・入地ニュータウンなどで合計15区画を分譲いたしました。

(2)の賃貸管理事業ですが、宇城市、熊本市の3団地で合計138戸の公社賃貸住宅を管理・運営するとともに、公社ビルの管理事業等を実施いたしました。

(3)の管理受託住宅管理事業ですが、県営住宅及び都市再生機構住宅等の管理事業を受託いたしました。

(4)その他事業といたしまして、光の森におきまして常設の総合住宅展示事業を実施いたしました。

次に、2ページをお願いいたします。

2ページと3ページが貸借対照表でございます。

まず2ページの資産でございますが、当期決算額の最上段、流動資産の合計が14億円余となっております。流動資産のうち現金預金が12億円余と、前期に比べ1億6,000万円余増加しておりますが、これは分譲事業資産の販売と借入金返済が進んだことが主な要因でございます。

中段からが固定資産でございます。

資産合計といたしましては、最下段に記載のとおり34億3,000万円余となっております。

次に3ページが、負債及び資本でございます。

上段が未払金などの流動負債で、2億3,00

0万円余となっております。

中段が固定負債でございまして、負債合計額が4億7,000万円余でございます。

下段の資本金の欄でございますが、資本金が1,000万円、これは全額県の出資金でございます。剰余金が29億4,000万円余で、負債及び資本の合計が34億3,000万円余となっております。

次に、4ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。

まず、事業収益が当期決算額の一番上の段でございますが、8億3,000万円余でございます。

次に、中段の事業原価でございますが、6億8,000万円余、事業利益が1億1,000万円余、これから経常費用等を差し引いた当期純利益が、最下段でございますが、4,000万円余となっております。

5ページは剰余金計算書、6ページから7ページはキャッシュフロー計算書、8ページから11ページは財産目録でございますが、内容は資料記載のとおりでございます。

それでは、12ページをお願いいたします。

12ページは、平成26年度の事業計画でございます。

(1)の分譲事業でございますが、光の森、宇土・入地ニュータウンなどで合計29区画の分譲を予定しております。

(2)の賃貸管理事業及び(4)のその他事業につきましては、平成25年度とほぼ同じ内容で事業を進めてまいります。

(3)の管理受託住宅管理事業でございますが、平成26年度までは県営住宅の指定管理を受託してまいります。

次に、13ページをお願いいたします。

平成27年3月30日時点における予定貸借対照表ですが、負債及び資本の合計が34億2,000万円余となっております。

次に、14ページをお願いいたします。

予定損益計算書でございますが、最下段に

記載しておりますとおり、平成26年度の純利益といたしましては、7,000万円余を見込んでおります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○東充美委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、これから質疑に入りたいと思います。

ただいままでの説明において質疑はございませんか。

○大西一史委員 監理課にお尋ねですけれども、いろいろ補助災害の復旧事業であるとかいろいろ出ておまして補正も出てますが、前回の委員会のときに少し話題になりましたけれども、公共事業の発注状況ですよ。あれが全国と比べると非常に契約率が落ちていくよという話、これは監理課じゃないですかね。まあ、どこでも結構なんですけど、私も前回の委員会のときはこれが必ずしも熊本県の場合は災害等のあれもあって、経済対策の契約が、あるいは執行状況が非常に低いということは言うようにということで申し上げて、それはそういうふうになされているという後から報告をいただきましたけれども、9月末現在でどんな状況かというのをちょっと教えていただきたいということなんですけれども。

○古澤土木技術管理課長 9月末の発注率でございますけども、今現在、各振興局のほうで取りまとめ中でございます。今週末10月3日に土木部所管につきましては、我々のほうの土木技術管理課のほうに報告いただけるようにしておるところでございます。

先生の御指摘のように、6月末の実績で国の目標に達しませんでした。それで土木部といたしましては出先機関長会議だとか出先の

課長さん等で早期発注の依頼を急いでます。また本庁の事業課でも連絡会議を設けて、事業の進捗状況とかあるいは早期発注に向けても管理を努めてまいりました。今現在、9月末の集計中でございますけども、これらのことをやりまして、国の要請についてはおおむね達成できるんじゃないかなというふうに思っております。

9月末の発注率が、先ほど言いましたが10月3日ぐらいに取りまとめまして、来週末に土木部として県の財政課のほうに報告させていただいて、県全体の報告は、財政課の話によりますと10月の中旬ごろに総務省に報告というようなことを聞いております。

で、先ほどの発注率につきましてですけども、土木部関係のやつがまとまればですね、委員会のほうに、委員長の了解が得られれば、土木部だけでも先に御報告できればと思っております。

以上でございます。

○大西一史委員 今の状況だと、9月末までに平成25年度の補正予算、国の要請だと9割以上を執行して、26年度の予算で6割以上執行すると、これはもう達成できるという見込みだというふうに受けとめていいということですかね。

○古澤土木技術管理課長 そのように考えております。

○大西一史委員 契約率だけが全てではないと思いますし、これはあくまでも景気のいろいろな循環を促進をしていくために、よりその発注をきちっと急ぎなさいというのが国のほうの要請だろうというふうに思いますが、やっぱり熊本県の今の現状を考えると人手不足とかいろんな状況もある中で、なかなかこれはきちんとした状況を見ながら、発注をただ単に急ぐというんじゃないくて、そういう平

準化とかということも含めてトータルで見なければいけないのかなというふうに思います。

新たに、こうやって補正でもいろいろ復旧事業も出てきますので、これから秋から冬にかけてというのはなかなか、人手もなかなか足りなくなるというような話を聞いておりますので、そういったことをきちっと対策ができるように体制と、それから発注のそのやっぱり状況をよく見ながら、相手方の状況もよく見ながら、この辺はやっていただきたいということをお願いをしておきます。

それともう1点、報告事項の中にあつた道路公社の経営状況の説明がありましたけれども道路公社は非常に順調に推移をしているということで、松島道路、有料道路のほうは交通量、利用台数も非常にふえているということで望ましいと思いますが、これ実はいろいろ要望で、E T Cであるとかというのに対応をできないかという話も、私のところに幾つかきてるんですけども、その辺は今どんな状況ですかね、今後……。

○宮部道路整備課長 今、委員の御質問は、無料、無利子……。

○大西一史委員 違う、違う。E T C、E T C。要はゲートの……。

○宮部道路整備課長 E T Cの活用ですが、現在そのE T Cをするためには、やっぱりその施設の費用がかかります。現在のところは、そのE T C対応というところは、そういう費用も含めまして、現在のところはちょっと考えておりません。

以上でございます。

○大西一史委員 検討もしてないということですかね。

○宮部道路整備課長 そのE T Cに対応できるかどうかというその検討はする中で、やはり費用面、その施設をつくる、対応できるその施設を導入できるかどうかというところも今検討はする中で、現時点ではE T Cの対応というのはちょっと見送っているという状況でございます。

○大西一史委員 将来的には見込みが、今料金が安いですからね、200円ですよ。だから、やっぱりずっと通られる方も、もうちょっと楽に、面倒くさくないようにしたほうがいいとかいう話は聞こえてきているんですよ。だから、現時点ではたぶん費用対効果でいくと余りメリットもないしということだろうというふうに思いますけれども、今後、区間が延びてきて整備が進んでいけば、将来的にはそれはE T Cとかということが、効果が出れば考えるということはあるということでしょうから、その辺も状況を見ながら、今からこれ台数もふえていくでしょうから、その辺も見ながら検討していただければというふうに思います。

以上です。

○東充美委員長 以上ですね。

ほかにございませんか。

○吉永和世委員 落石対策ですよ。建設委員会は久しぶりに来たんですけども、これは落石というので事故等が起こっているのがあります。十数年前、天草で落石で死亡事故があったというのを記憶していますが、あれは私の同級生だったんですよ。そういうのがあって、落石対策というのは非常にやはり重要だというのは思っているんですけども、通常の落石対策には調査をして対策をとりますという、そういった対策というのは普段から行われてるのか、それとも落石があってそれから調査して対策をするとか、そういっ

た感じなのか、そこら辺はどうなんですかね。

○高永道路保全課長 落石等も含めまして防災に関する点検は、平成8年度に防災総点検やって、計画的に対策を進めてきておるところでございますけども、最近においてはそれに加えまして防災点検を追加してやっております。この防災点検につきましては、来年度までかかる見込みではございますけども、これまでの危険箇所に加えて新たに把握できた危険箇所について、うちの防災の整備計画に反映させて、重点的に、緊急性の高いところから重点的に対策を進めてるところではございます。ただ、整備率がまだまだ低うございまして、なかなか落石等の数が、落石の事故が減ってないような状況でございます。

以上でございます。

○吉永和世委員 計画的にやっていらっしゃるということで安心はしますが、一つ間違えると人命にかかわる問題になりますので、できればこれまで以上に積極的に推進していただければというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○東充美委員長 よろしいですか。

じゃ、ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○東充美委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第20号及び第24号から第38号までについて一括して採決したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○東充美委員長 異議なしと認めます。一括して採決いたします。

議案第1号ほか16件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

んか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○東充美委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号ほか16件は原案のとおり可決または承認することに決定をいたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査にすることを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○東充美委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から、報告の申し出が3件っております。

まず報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、関係課長から説明をお願いいたします。

○高永道路保全課長 道路保全課の高永です。

それではまず8月27日開催の瀬目トンネル検討委員会・地盤検討委員会の開催結果について、御報告いたします。

瀬目トンネルの概要については、報告事項1の2枚目の位置図、トンネル諸元及び状況写真をごらんいただきたいと思っております。

五木村瀬目地内にある瀬目トンネルは、川辺川ダム事業により国道445号のつけかえ道路として平成7年10月に完成し、平成8年3月に供用開始した延長695メートルのトンネルでございます。

3枚目の平面図をごらんください。

平面図の左側が五木村役場がある頭地方面になります。右側が人吉方面で、下側に川辺川が流れております。現在のトンネルは、平面図中段付近に緩くカーブして記載しており

ます。トンネルには数字の2から偶数番号で66番までスパンの番号を振っております。1スパンは10メートルあります。66スパンのすぐ左側が北側坑口、スパン2の右側が、表に隠れて見えませんが、南側坑口がございます。

瀬目トンネルは供用開始から約4年半が経過しました平成12年10月に、赤色で着色しております中央付近の41スパンの覆工コンクリートの剥離が確認されたことから、変異観測機器を設置しトンネル変状等の監視体制を構築するとともに、H型鋼製支保工を設置するなどの応急対策を実施してまいりました。

現在のトンネル変状区間は、赤、橙、黄色で着色した区間34スパンから47スパンまでの140メートル区間でございます。この区間には、上側と下側にトンネルからひげみみたいな線が出ておりますが、これは地すべりブロック内にある地下水を排除するためにトンネル内から掘られた排水ボーリングです。

25日午前8時50分に感知したトンネルの異状は、44スパンに設置しております伸縮計が異状を感知したものです。このことについては、後ほど説明いたします。

それでは、合同委員会の開催結果について説明します。1枚目をごらんください。

議題は、1、(1)に記載の①から③の3項目です。

(2)委員会の取りまとめ概要をごらんください。

議題①のモニタリング調査については、トンネル変状が継続して進展しているため、今後もモニタリング調査を継続し、トンネルの変状を注視していく必要があると。トンネル変状に影響を与える地すべりの動きは年間5ミリ程度と緩慢であるが、定常的に継続しているため、経過観察としてモニタリング調査を継続して行う必要があると。

当面の安全は確保されており、引き続き現監視体制を継続していく必要があるといった

ことが取りまとめられております。

次に、議題②の地質調査（ボーリング調査）結果についてですが、調査の結果、北側坑口付近に緩んでいる部分があることが判明したことから、その原因を見きわめるため追加の地質調査を行う必要があると取りまとめられております。

このことを3枚目、平面図を見ながら具体的に説明いたします。

現在のトンネルの上側に赤の波線で、想定迂回トンネルルートを示しております。地すべりブロックは、橙色の実線で囲まれた範囲を想定しております。地すべり面が、地表から約90メートルの深さにありますので、想定迂回ルートは水平方向で、最大約150メートル、現在のトンネルより山深く逃げた位置を通ります。赤、橙、黄色で着色したトンネル変状区間140メートルが、地すべりブロックのほぼ中央付近に位置しております。想定迂回トンネルルートが現在動いている地すべりと将来地すべりに発展するおそれのある部分を避けているかを確認するために、ボーリングなどの地質調査を実施してまいりました。

想定迂回トンネルルートは、地すべりブロックなどをおおむね避けているとの合同委員会の意見ですが、赤の波線の左側付近に緑色の四角の印がある点、BV25-4L=90メートル、BV25-4調査完了、鉛直ボーリング・通常と緑色で書かれておりますが、この点で実施したボーリングコアに亀裂が多く見られております。取りまとめの文章に北側坑口付近に緩んでいる部分があることが判明したとは、このことを指しております。その原因を見きわめるため、追加の地質調査を行う必要があると取りまとめられました。

議題③の抜本的対策案では、迂回ルートについてはこの追加の地質調査結果を踏まえ、さらに検討する必要があると取りまとめられております。

最後に、今後の対応としまして、今後早急

に地質調査を完了させ、再度、迂回ルート等について合同委員会に諮った上で抜本的対策を決定する予定です。

合同委員会の開催結果は以上でございますが、瀬目トンネル関連報告としまして、瀬目トンネルの通行どめについて4ページを追加させていただいておりますので、御報告いたします。

通行どめの概要についてですが、先週の木曜日9月25日午前8時50分に、トンネル内の44スパンに設置しております内空伸縮計において、谷側、川辺川側になりますけども、最下段部の数値が通報基準値である1分間に0.4ミリを超える、1分間に0.6ミリの変異を観測したため、瀬目トンネル危機管理要領に基づき全面通行どめを行うとともに、緊急点検を実施しました。

迂回路については、川辺川対岸の相良村及び五木村の村道などを約8.5キロ迂回路としております。距離で約1.5キロメートル、所要時間で約10分増加しております。

次に緊急点検の中間報告ですが、(1)目視点検の結果は、覆工コンクリートやH型鋼製支保工等に異状がないことを確認しております。

(2)各種観測機器等の観測値については、既に設置しているトンネル内の変状を観測する機器及び地すべりの動きを観測する機器のデータを収集中でございます。

3、今後の見通しとしましては、今回観測された44スパンの内空伸縮計に見られた急激な動きに加え、トンネルの変状や地すべりの動きに問題点がないかを見きわめるため、各種観測機器等のデータ全般の収集・解析を進めてまいります。必要に応じて瀬目トンネル検討委員会及び地盤検討委員会への意見聴取を実施してまいります。

これらの結果を踏まえて通行どめを解除するかどうかを判断する予定です。

これで、道路保全課からの報告を終わります。

す。

○持田河川課長 河川課でございます。

次に、報告事項2をお願いいたします。

川辺川ダムに関する最近の状況について、ダムによらない治水を検討する場に関する市町村議会及び住民への説明会について、御報告いたします。

なお、このページの一番下に、9月24日に球磨村での住民説明会を行っておりまして、あとの人数等を記載しておりますので、資料につきましては昨日差しかえをさせていただいておりますので、そちらの資料のほうでよろしくをお願いいたします。

それでは、説明をさせていただきます。

本年4月24日に開催されました、第10回ダムによらない治水を検討する場におきまして、球磨郡町村会から検討する場で検討されてきた内容を関係市町村の議会及び住民の方へ説明してほしいとの要望を受けました。

この要望を踏まえまして、国、市町村とともに下段の市町村議会説明会及び住民説明会のとおり、6月から8月、9月にかけて流域の全市町村議会それから8市町村10カ所で地元住民の方々に対する説明会を開催いたしました。

その説明内容についてですが、まず1ポツ目ですが、説明会では国・県からダムによらない治水対策案の事業内容、実施後の効果及び治水安全度が結果として全国の直轄河川の水準と比べて低くなったこと、それを踏まえまして県として、防災・減災ソフト対策に対して財政支援を行うことなどを説明いたしました。

また2ポツ目ですが、国・県はこれまで進めてきました直ちに実施する対策に加え、追加して実施する対策につきましても前向きに進めることとし、実施に向けて検討を行っていることを御説明いたしました。これに対しまして、説明会ではさまざまな意見等を伺い

ました。

資料の裏面をお願いいたします。

裏面では、説明会で出されました主な意見を記載しておりますが、代表的なものとしまして、上のほうから治水安全度に関しましてはさらに高める努力をすること、それからその下の治水対策等に関しましては実施可能な対策は早期に進めること、その下、遊水池に関しましては、人吉市や球磨村のため前向きに進めること、最後に防災・減災ソフト対策に関しましては、冠水する県道の早急な整備が必要であること、こういった意見や要望が出されました。

それでは、この資料、表に戻っていただきまして、中ほどの今後の対応についてでございますが、説明会の意見などをしっかりと受けとめまして、次回の検討する場の開催に向けて国と調整を行ってまいります。

説明は、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○成富監理課長 監理課でございます。

報告事項3、横書きの資料をお願いいたします。

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律ということで、右側の枠にありますように、平成26年6月4日に公布され施行されています。

背景と目的でございますけれども、目的のほうではインフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保でございます。

ポイントとしましては3点ございますけれども、一番のポイントと考えてます真ん中の枠でございますけれども、発注者責務の明確化ということとなっております。

丸の1つ目が、担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保ができるよう、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した予定価格の適正な設定。

丸の2つ目は、不調、不落の場合等における見積もり徴収。

丸の3つ目、低入札価格調査基準や最低制限価格の設定。

丸の4つ目で、計画的な発注、適切な工期設定、適切な設計変更等について、発注者責務が明確化されてます。

一番最後の欄でございますけれども、法改正の理念を現場で実現するために、丸の2つ目でございますけれども、国が地方公共団体、事業者等の意見を聴いて、発注者共通の運用指針を策定という段取りになっております。

2ページをお願いします。

今説明しました運用指針の策定スケジュールでございますけれども、平成26年6月4日に法律の公布・施行がされてます。

平成26年7月上旬に発注関係事務の運用に関する指針(骨子イメージ案)が、地方公共団体及び建設業団体等へ示され、意見聴取がされてます。後ほど御説明いたします。

平成26年10月上旬に今予定されてますけれども、そういう地方公共団体や建設業団体等からの意見を踏まえて、発注関係事務の運用に関する指針の骨子が再度提示される予定になってます。

これに対しましては、同じように地方公共団体及び建設業団体等からの意見を出すようになってます。

最後の欄でございますけれども、平成26年12月に発注関係事務の運用に関する指針が策定される予定になってます。

3ページをお願いします。

先ほど申しました7月上旬に示されました骨子のイメージでございます。

本指針の位置づけについて等の欄でございますけれども、改正品確法に規定される発注者の責務を踏まえ、各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運営をできるよう、発注者共通のルールとして発注関係事務の各段階で考慮すべき事項や、多様な入札契約方式の選

択・活用について、体系的かつわかりやすくまとめるという位置づけになっております。

次の枠でございますけれども、発注関係事務の適切な実施についてということで、1で発注関係事務の適切な実施ということで、(1)で調査・設計段階、(2)で工事発注準備段階、(3)で入札契約段階、(4)で工事施工段階、(5)で完成後という、それぞれの段階ごとにどういう内容をやっていかないといけないかということで、個別に運用が規定される予定になってます。

例えば、(1)調査・設計段階では、入札契約方式の選択ということで、総合評価方式なんか設計段階で設けるようにというような運用指針が今予定されているところでございます。

(2)の工事発注準備段階では、⑦ですけれども、適正な予定価格の設定とか、⑨で計画的な発注や適正な工期の設定、工事施工時期の平準化等が規定される予定になってます。

(3)で、入札契約段階では、⑩ですけれども、競争参加資格の設定に加え、予定価格の事後公表等による適正な競争環境の確保というようなことが示されております。

(4)工事施工段階にきますと、⑭で施工実態、単価の変動等を踏まえた適切な契約変更の実施、(5)では、完成後には⑱で適切な完成検査とか工事成績評定というようなことが規定されております。

4ページをお願いします。

これに対しまして、熊本県からの主な意見を記載しております。

御説明申し上げますと、本指針の位置づけについての項におきましては、右側の欄でございますけれども、地域の実情に応じた指針の運用としてほしいという意見を付しております。

次、1、発注関係事務の適切な実施について。調査・設計段階につきましては、③の技術者能力の資格による評価等による調査・設

計の品質確保ということでございますけれども、本県の意見の内容としましては、調査・設計業務の総合評価は業務内容に応じた適用としてほしいということで、具体的に言いますと、技術評価が必要な、ある程度そういう余地がある工事に限定してほしいというような意見を付しております。

(2)の工事発注準備段階のところでございますけれども、⑦で担い手の確保・育成に必要な適正な利潤の確保のため適正な予定価格の設定ということでございます。

2点、本県からは意見を付しておりますけれども、実勢を十分に反映した単価となっていない市場単価に対する対応方法を明示してほしい。歩切りの定義を明示してほしいという2点を付しております。

⑨の計画的な発注や適正な工期の設定及び工事施工時期の平準化では、ゼロ国債の拡大、国予算内示の前倒しや迅速な交付手続などを記載してほしいという意見を付しております。

(3)の入札契約段階につきましては、⑩で競争参加資格の設定、予定価格の事後公表等による適切な競争環境の確保では、本県の意見は予定価格の公表時期については一律で事後公表とせず、自治体の判断により事前公表も可とする取り扱いをしてほしいという意見を付しております。

(4)の工事施工段階⑮で、施工体制台帳の確認等、工事中の施工状況の確認につきましての本県意見でございますけれども、監督体制等の充実については、地方公共団体の職員等にも配慮した記述としてほしいという意見を付しております。

(5)の完成後の⑲で、完成後一定期間を経過した後も含め、完成時の施工状況の確認・評価につきましては、確認及び評価方法、その後の活用方法について具体的に示してほしいという意見を付しています。

2、発注体制の強化等につきましては、⑳

で発注者自らの体制の整備ということで、本県の意見は、地方公共団体の職員数等にも配慮した記述としてほしいという意見を付しております。

3、工事等の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用については、政策目的に応じた入札方式の活用の例ということで、本県としては、女性技術者の配置を促す方式を追加してほしいというような意見を付しております。

5ページをお願いします。

予定価格、最低制限価格の設定等の状況でございます。

平成26年5月1日に本県が、県内市町村に調査した結果でございますけれども、1の予定価格の設定につきましては、本県は、熊本県は設定金額とおおむね同一(端数整理)をします。

県内市町村の状況につきましては、右側で25の団体におきまして、設計金額と異なる、設計金額の一定の率を掛けている団体があるという状況でございます。

2の最低制限価格の設定についてでございますけれども、熊本県はおおむね90%になるような設定をしております。

(2)の熊本県内の市町村の状況でございますけれども、熊本県、公契連モデルということ考えますと、おおむね90%になるように設定している団体は8団体でございます。残る37団体につきましては、予定価格に一定率を乗じ70%以上とか最低制限価格制度なしというような状況になっております。

続きまして、6ページをお願いします。

いわゆる品確法以外の建設業法、入契法に関する法律の概要でございますけれども、概要としましてはおおむね、入契法につきましては同じようにダンピング防止とか適正な工事費内訳書の提出とかいうような規定がされています。

建設業法では、下のピンクの欄のところ

ございますけども、解体工事業を新設するようなことが書かれていますし、⑤で施工体制台帳の提出義務を拡大するというようなことが書かれております。

それを踏まえまして7ページ目でございますけども、いわゆる入契法の適正化指針というのが示されております。

改正のポイントとして2点ございまして、1のダンピング対策の強化ということで、本規定を根拠として低入札調査基準制度等を未導入の地方公共団体に対し、その導入等を要請していくというようなことが適正化指針で示されております。

続きまして、2の歩切りの根絶のところでございますけども、矢印の一番下で、4つ目でございますけども、この適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除する、いわゆる歩切りについては、公共工事品質確保法第7条第1項第1号の規定に違反することから、これを行わないものとするというようなことが明示されてます。

枠外の矢印でございますけども、歩切りについては調査を実施し、疑わしい地方公共団体等に個別に説明聴取し、必要に応じて個別発注者名を公表すること等により改善を促進するというようなことが、適正化指針で書かれている状況でございます。

これからは、ちょっと資料にはございませんけども、本県がこの品確法が出た後の動きを、ちょっと御紹介させていただきます。資料はございませんので口頭で説明させていただきますけども、まずことしの6月9日と8月4日に県内の各市町村の契約担当の課長と担当者に対してこの説明をいたしております。

8月5日には県町村会評議員会におきまして、首長さんたちにこの法律の趣旨を説明している状況でございます。

8月18日は、県内市町村の副市町村長さんの研修で、この状況を説明している状況でござ

います。

9月30日、昨日でございますけども、県市長会が定例会がございましたんで、その席におきましても各市町村長に対してこの品確法の趣旨を説明している状況でございます。かなり、これが県のほうからの説明、品確法の説明をいたしまして、各市町村長さんのまず一番気にされたのが、やっぱり歩切りは法律違反になるのかならないかというのはやっぱり気にされました。法律違反になるということであれば、やっぱり改めないといけないということで、意見がその場で出てます。

ただ、罰則規定はあるのかという話があります。この法律は罰則規定がないんで、基本的に罰則規定がないんで、行政法上処罰はできないんですけども、やはりそれ以前にやはり違反という言葉にかなり敏感に反応されたんで、かなり意識は高まっておりますんで、歩切りというのは多分改善していくと思います。ただ、やっぱり一番各首長さん方が言っておられるのは、やっぱり予定価格を設定する前の設計が一番の問題だと。まず設計の段階で、やはり予算の問題とかいろいろ絡んで、ここでまず適正な設計価格を定めれるかどうか、ここが一番の課題ということで、その辺は県と国に対してのいろいろな、労務単価の設定のあり方とかいろいろなことについて、またあと予算の仕組みとかこの辺も県も一緒に応援してくださいというような意見もいただいておりますんで、その辺は一緒にやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○東充美委員長 以上で、報告は終了いたしました。

この3件について、これから質疑を受けたいと思います。この件に関しまして質疑ございませんか。

○磯田毅委員 今、歩切りについてちょっと

説明ありましたけれども、この前の一般質問の中で25市町村がまだ歩切りしているということで、徐々になくなっていこうというものは、どれぐらいの期間で指導されるのかですね、罰則がないという中でですね。しかし、やはり違反は違反という中で、ある程度の目標期間ですね、そういったものはないのでしょうか。

○成富監理課長 法律が6月4日に公布され、同時施行されてますんで、もう既に違反状態のところ、今つくれば違反の状態でございます。

ただ国のほうは、今運用指針をつくっている状況でございますんで、これが年内12月に出ますんで、段階的には私どもとしてはできるだけ早く、来年の4月を待たずに、できるだけ早く歩切りについては改めていただきたいということで取り組んでいきたいというふうには思ってます。

○東充美委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。（「ちょっと今ので」と呼ぶ者あり）

○大西一史委員 品確法の関係で、運用指針に関する熊本県からいろいろ意見を言われてますけども、これに対しては取りあえず言ったというだけで、何か反応はあっているんですかね。

○成富監理課長 今のところ次に10月上旬にまた運用指針が、私どもの意見とかほかの意見を踏まえて改善されてきますんで、それを見てどこまで反映していくかというのは確認できるというふうに思ってます。

○大西一史委員 では、作業としてはこの運用指針に対しては、まだいろいろきちっと提言をしていくとか、あるいはその修正を求め

ていくとかということは、まだやっていかれるということの認識でいいですね。

○成富監理課長 はい、そういうことでいいと思ってます。

○大西一史委員 はい、わかりました。結構です。

○東充美委員長 よろしいですね。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○東充美委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かございませんか。

○緒方勇二副委員長 済みません、最後になって。

今、品確法のことでも説明もございましたけども、この中で人材育成の観点が随分言われているんですが、その前段として今まで建設されてきた今後は維持更新の問題、老朽化問題ですよ。そのときに担い手がこれだけ不足してきた、あるいは施工体制台帳もいろいろと取り組まれてやってこられて、この劣化のスピードというのはどういう、そういう数字は出てないですかね。例えば、一時期からすると技能者の質の問題とか施工の品質の問題等ですよ、随分ここまで進んできて、こういうことをつくらざるを得なかったということに鑑みれば、今までその劣化のスピードというのは人の手に頼った部分が多かったと思うんですけども、今後こうやらなければならないほど、やっぱり品質が問われる時代なんでしょうけど、どうなんですか劣化は。私は、明らかに、例えばいい仕事をしてるとか施工のきばえとかですね、技術者から見たら、これはいかなもんだらうという、やっぱりあると思うんですよ。ですから、例えば技術者側の発注者側にしても、その目が随分

と下がってきたんじゃないかなという気もしますし、請け負う側もやっぱりいいものをつくってきちんとというような、そういう気概を持った職人の末端まで、それが随分と失われてきたんじゃないのかなというような心配もしてるんですけど、そういうものが数字としては出てこないだろうと思うんですけども、例えば普通であれば20年持つものが15年ぐらいでこういう状況に陥ったとかいうような、何か事例とかあります。

○猿渡土木部長 今お話しいたしましたように、建設業と申しますのは、やはり、例えば熊本で申しますと熊本広域大災害からの復旧・復興でありますとか、あるいは防災・減災そしてまた老朽化対策とか耐震化とか、いろいろなその担い手として大変その役割は増大をしているわけです。ただ、一方で建設投資の急激な減少とかいうのがありまして、その競争の激化によりまして環境が悪化して、もう現実に若手技能者の確保であるとかあるいは高齢化であるとか、そういった問題が発生しております。

そういう中で、前回の委員会でもお話しいたしましたように、県とそれから業界と、それから教育の関係も含めまして、建設産業の担い手、人材確保・育成というようなことの検討会を今しておりますので、そういう中でいろいろ検討していきたいなというふうに思っているのが1点です。

それから、確かに老朽化というものは相当進んでおります。もう我々県としましては平成20年ぐらいから維持管理行動計画、維持管理行動計画というものを先駆けてやりまして、ずっとこつこつと、できることからこつこつやろうということでやってきているところでございます。

そういう経験も踏まえまして、御承知のとおりなんですけど、維持管理計画ということで、もう既に相当の維持管理計画を策定して

おります。その維持管理計画に基づきまして、橋梁等につきましても、かなり前倒して修繕を、修繕といいますか予防的保全をやっているようなところでございます。

今後とも、そういった取り組みをしっかりと進めていかなければならないなというふうに考えているところでございます。

答えになってないかもしれませんが、以上でございます。

○東充美委員長 いいですか。

○緒方勇二副委員長 行動計画もつくられてやっておられるということで安心もするんですが、これは1つの事例かもしれません、今、大工さんで、40代、50代が、この世代が多分、抜ければ大変なことになるだろうというふうを感じるんですよ。ということは、どういうことが世の中で起きているかなということでは、公共工事じゃないですよ、例えばハウスメーカーで、1坪をですよ、1坪を1万5,000円で手間請けしておるわけですよ。普通1坪は3人工から4人工ぐらいかかりますよ。ということは、夜遅くまで仕事をしているはずですよ、じゃないと利益が出らんから。ということは、施主様側から見れば夜遅くまで御苦労さんです、ありがとうございます、早くつくっていただいていたいな話になるわけですよ。ところが、そこには今度は若手を、魅力ある産業として入れて育てる環境にはまずないですよ、これ。ハウスメーカーなんか、いいハウスメーカーになると坪60万とか70万の世界でしょう。そのうちの手間請けの部分が1万5,000円ですよ。普通3人工から4人工かかりますよ、私の経験則からしても。だけど、そうならないことを考えれば、やっぱり在り方検討会でされるときに、やっぱり人材育成で農業で言うところでは、青年就農給付金みたいな、やっぱり給付型の、やっぱり大学とかに行かれる子

供さんたちは多いけども、奨学金で行かれて、後、非正規雇用になって返還ができない人たちもおる。であるならば、新たな担い手を確保すつためにも、やっぱ鉄は熱いうちに打たないかぬもんですから、弟子制度に入れたりとかしながら給付もして、そして返済が滞っている奨学金にそれは充当しなさいとか、何かそういうですね、若年者が何年かしてから、離職してから再教育訓練とかしても、なかなかいかぬと思いますよ。そういうことも考えていただければなと思うんですよ。準備型から経営型で7年間の150万ですよ、農業は。で、稼げる農業を実践しているところで修行をしながら自立経営に踏み出していかれるんですけど、もう私はこの人材育成、建設産業における、これもちょっとその額はいろいろありましようけど、もう少し視点を、若年技能者とか資格とか、そういうスキルアップのための事業はありますけどね、しかし、まずは参入、入ってきてもらうための入口の部分への給付型も、もうそろそろ考えないと、これなかなか人材確保はできぬと思うんですが。

そういう劣化のこととか今回の3法の改正とかを見ながら、そういうふうになってしまうんですけど、まあこれはもう答えは要りませんけど、ぜひとも検討いただきたいと思えます。よろしくお願いします。

○東充美委員長 よかですか、答え。

○緒方勇二副委員長 はい。何かあれば。

○成富監理課長 貴重な意見ということで、検討させていただきたいと思えます。ありがとうございます。

○東充美委員長 じゃ、ほかにございませんか。

なければ、以上で本日の議題は全て終了い

たしました。

最後に、要望書が2件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付いたしております。

次回の委員会につきましては、11月7日金曜日、午後1時から、県内の各建設産業団体との意見交換を予定をいたしております。

なお、正式通知につきましては後日文書で行いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、これもちまして第5回建設常任委員会を閉会いたします。どうもお疲れでございました。

午前11時37分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

建設常任委員会委員長